記載例14（保安）

保　安　業　務　規　程

令和　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| (注) 本保安業務規程は作成例であり、各事業者の保安業務状況に合わせて作成すること。 |

**保 安 業 務 規 程**

（目　的）

第１条　この保安業務規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下｢法｣　という。）第35条の規定に基づき定めるものであり、法第27条第１項に規定する保安業務の適確かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（事業所の所在地等）

|  |
| --- |
| (注) 別表は、保安機関の認定申請時のものを添付すること｡ |

第２条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下｢規則｣という。）第39条第２項第１号から第４号までに規定する事項は、別表（保安業務計画書）のとおりとする。

（保安業務の実施の方法）

第３条　規則第39条第２項第５号に規定する保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法は、次のとおりとする。

 (1) 供給開始時点検・調査

 　 ① 供給開始時点検・調査は、委託者である液化石油ガス販売事業者（以下「委託者」といい、当社が自ら保安業務を行おうとする場合を含む。）からの申出により指定された日時及び場所において行うこととする。なお、申出は原則として供給開始時点検・調査を行う５日前までに行わなければならず、当該期日を過ぎてから申出が行われた場合については、委託者と協議を行い調整することとする。

 　 ② 供給開始時点検・調査は、別表－１の１．イからニ及び２．イ、ロの事項について行い、その結果を

別途定める様式により書面をもって委託者及び所有者又は占有者に通知することとする。

③ 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から１月を経過した日以降５月以内に、再び当該通知に係る事項について調査を行い、改善されていることを確認することとする。

 　 ④ 供給開始時点検・調査は、保安業務資格者（バルク供給に係るものついては、充てん作

　　　　　業者を含む。以下同じ）が行うこととする。

 (2) 容器交換時等供給設備点検

 　 ① 容器交換時等供給設備点検は、供給設備又は消費設備の充てん容器等の交換時等に行うこととする。

 　 ② 容器交換時等供給設備点検は、別表－１の１．イからニの各(1)及び２．ロ、(1)の事項について行い、その結果を別途定める様式により書面をもって委託者及び所有者又は占有者に通知することとする。

③ 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から１月を経過した日以降５月以内に、再び当該通知に係る事項について調査を行い、改善されていることを確認することとする。

 　 ④ 容器交換時等供給設備点検は、保安業務資格者又は調査員が行うこととする。ただし、バルク供給に係る充てん作業時の点検は、保安業務資格者が行うこととする。

 (3) 定期供給設備点検

 　 ① 定期供給設備点検は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。

 　 ② 定期供給設備点検は、別表－１の１.イからのニの各(1)以外の事項について行い、その結果を別途定める様式により書面をもって委託者に通知することとする。

 　 ③ 定期供給設備点検は、保安業務資格者が行うこととする。

④ 供給設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者から承諾を得られない場合は、別表－２の第３号の２の各事項について点検伝票等に記録をし、委託者と協議の上、その後の措置を決定することとする。

 (4) 定期消費設備調査

 ① 定期消費設備調査は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。

 　 ② 定期消費設備調査は、別表－１の２．イ．(1)、(2)及びロ．(2)、(3)の事項について行い、その結果を別途定める様式により書面をもって委託者及び所有者又は占有者に通知することとする。

③ 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から１月を経過した日以降５月以内に、再び当該通知に係る事項について調査を行い、改善されていることを確認することとする。

 　 ④ 定期消費設備調査は、保安業務資格者が行うこととする。

 　 ⑤ 消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者から承諾を得られない場合は、別表－２の第４号の２の各事項について調査伝票等に記録をし、委託者と協議の上、その後の措置を決定することとする。

 (5) 周　知

　　　　①　周知は、規則第27条の周知の内容について、次に掲げる方法により行うこととする。

1. 周知事項を記載した書面を配布する方法
2. 一般消費者等の承諾を得て、情報通信技術を利用する方法であって次に掲げるものにより、周知事項の提供を行う方法。ただし、一般消費者等からの求めがあった場合には、周知事項を記載した書面も配布する。

　　　　　　ａ 電子メールを一般消費者等に送信し、当該一般消費者等が電子メールの記録を出力することにより書面を作成できる方法

　　　　　　ｂ 本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された周知事項を、電気通信回線を通じて一般消費者等の閲覧に供し、当該一般消費者等の電子計算機に備えられたファイルに周知事項を記録する方法

　　　　　　ｃ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法

②　前号ロ．に掲げる方法により周知を行おうとするときは、あらかじめ一般消費者等に対し、その用いる方法の種類及び内容を示し、書面又は情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものによる承諾を得る。

　　　　　　なお、当該承諾後、当該一般消費者等から前号ロ．に掲げる方法により周知事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該方法による提供はしない。ただし、再び当該一般消費者等から承諾を得た場合には、当該方法により周知事項を提供する。

1. 一般消費者等が電子メールを本保安機関に送信し、本保安機関が当該電子メールの記録を出力することにより書面を作成できる方法
2. 本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された一般消費者等の承諾に関する事項を、電気通信回線を通じて当該一般消費者等の閲覧に供し、本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに当該一般消費者等の承諾に関する事項を記録する方法
3. 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

③　周知は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。

④ 周知の具体的内容は、保安業務資格者が委託者と協議の上作成し、又は委託者から指示のあった内容とすることとする。

⑤　周知に際しては、一般消費者等に対し災害の発生の防止に関し必要な事項を理解できるよう説明することとする。ただし、不在、電子メールの不達その他の理由により説明ができない場合にあっては、委託者と協議の上その後の措置を決定することとする。

⑥ 周知は、保安業務資格者又はその監督の下に液化石油ガスに関する基礎的知識及び実務

　　　　　経験等を有する者が行うこととする。

 (6) 緊急時対応

 ① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を速やかに連絡するとともに、以下の措置を行うこととする。

 　 イ．電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適確な助言等を与えること。

ロ．出動の際には、必要な機材を携行し、可及的速やかに現場に到着し適確な措置（点検、調査、何らかの措置が必要な場合の委託者への連絡、安全が確認できた場合の復帰作業等）を講ずること。

　 　 ② 出動は、保安業務資格者又はその監督の下に前号ロの措置を適確に行う能力を有する者が行うこととする。

　 (7) 緊急時連絡

 ① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を速やかに連絡するとともに、電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適確な助言等を与えることとする。

　 ② 緊急時連絡は、保安業務資格者又はその監督の下に前号の措置を適確に行う能力を有する者が行うこととする。

（連絡の方法）

第４条　規則第39条第２項第６号に規定する保安業務の結果を委託者に連絡する方法は、次のとおりとする。

 (1) 供給開始時点検・調査

 　　 点検・調査の終了後　　日以内に別表－２の第１号の各事項について委託者に書面をもって連絡することとする。

　　　　　なお、点検・調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置、当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面及び再調査実施予定時期について、委託者に書面をもって連絡することとする。

　 (2) 容器交換時等供給設備点検

 　　 容器交換時等供給設備点検の終了後　　日以内に別表－２の第２号の各事項について委託者に書面をもって連絡することとする。

　　　　　なお、点検・調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置、当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面をもって、委託者に連絡することとする。

　 (3) 定期供給設備点検

 　　　点検の終了後　　日以内に別表－２の第３号及び第３号の２の各事項について委託者に書面をもって連絡することとする。

　　　　　なお、点検の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置について、委託者に書面をもって連絡することとする。

 (4) 定期消費設備調査

 　　 調査の終了後　　日以内に別表－２の第４号及び第４号の２の各事項について委託者に書面をもって連絡することとする。なお、調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置、当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面及び再調査実施予定時期について、委託者に書面をもって連絡することとする。

 (5) 周　知

 周知の終了後　　日以内に別表－２の第５号の各事項について委託者に書面をもって連絡することとする。

 (6) 緊急時対応

 ① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を電話等により速やかに連絡することとする。

 ② 一般消費者等の供給設備を点検し、又は消費設備を調査した結果、委託者又は消防機関等による措置が必要であると判断された場合には、当該委託者又は消防機関等に速やかに連絡することとする。

 　 ③ 緊急時対応を行った場合は、別表－２の第６号の各事項について、速やかに委託者に書面をもって報告することとする。

 (7) 緊急時連絡

 ① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を電話等により速やかに連絡するとともに、必要に応じ消防機関等へも連絡することとする。

 ② 緊急時連絡を行った場合は、別表－２の第７号の各事項について、速やかに委託者に書面をもって報告することとする。

（保安業務資格者等の身分証明書）

第５条　　保安業務資格者及び調査員は、保安業務に従事しているときは身分証明書を携帯し、関係者からの求めに応じ、これを提示することとする。

（帳　簿）

第６条　保安業務の委託者ごとに、別表－２による帳簿を備えることとする。

 　２．前項の帳簿は、記載の日から２年間保存することとする。ただし、保安業務の点検又は調査の回数が４年に１回以上の項目にあっては、直前に実施した結果を保存することとする。

 　３．第１項の帳簿は、保安機関に委託を行った液化石油ガス販売事業者等の求めに応じ、閲覧に供することとする。

（報　告）

第７条　規則第132条の規定に基づき､次の各号に掲げる事項を毎事業年度経過後３月以内に法第29条第１項の認定をした福岡市長に報告することとする。

　 (1) 当該事業年度における法第27条第１項各号に掲げる保安業務の実施状況

　 (2) 当該事業年度末における保安業務資格者の数

　 (3) 当該事業年度末における保安業務に係る一般消費者等の数

　 (4) 当該事業年度中の役員又は規則第33条各号に掲げる構成員の構成の変更

|  |
| --- |
| (注) 第４号は、保安機関が法人の場合に記載すること。 |

（保安教育）

第８条　保安業務に係る責任者は、事業所の保安業務の水準の維持、向上のため、次のとおり保安教

　　　育を行うものとする。

 (1)　保安教育計画を立案し、全従事者に保安教育を行い、その実施結果を記録するものとする。

　　 (2)　保安業務に従事する者は、保安団体等が実施する講習会等に積極的に参加し、法令改正、

　　　　事故情報を常に把握するように努めるものとする。

（労務規程）

第９条　職員の就業時間、休日等労働条件に関する事項は別に定める。

（実施細則）

第10条　この保安業務規程の実施に際し、次の要領を定めることとし、その他の要領については必要

　　　に応じて別に定める。

 (1)　保安業務の事務処理要領

 (2)　保安業務区分ごとの実施要領

 (3)　保安業務用機器の管理要領

　　附　則

（例１）

 この保安業務規程は、令和　　年　　月　　日から実施する。

（例２）

 この保安業務規程は、福岡市長の認可を受けた日から実施する。

別表－１

供給設備・消費設備の点検・調査の回数

１．供給設備の点検の回数

 （規則第36条第１項第１号の表の供給設備の種類のイ～ニ及び点検を行う事項のイ～ニの(1)～(4)に係る点検の回数による。なお、点検を行う事項の内容については、規則第36条第１項第１号の表を参照すること。）

 イ．特定供給設備以外の供給設備（バルク供給に係るものを除く。）

 (1) 供給開始時及び充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月１回以上行われる場合に

　　　　あっては毎月１回以上）

 (2) 供給開始時及び１年に１回以上（貯槽・埋設白管・地下室関係）

 (3) 供給開始時及び２年に１回以上（貯槽関係）

 (4) 供給開始時及び４年に１回以上

 ロ．特定供給設備以外の供給設備（バルク供給に係るものに限る。）

 (1) 供給開始時及び６月に１回以上又は１年を超えない範囲で行う充てん作業時

 (2) 供給開始時及び１年に１回以上（埋設白管・地下室関係）

 (3) 供給開始時及び２年に１回以上（バルク容器・バルク貯槽関係）

 (4) 供給開始時及び４年に１回以上

 ハ．特定供給設備（バルク供給に係るものを除く。）

 (1) 供給開始時及び充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月１回以上行われる場合に

あっては毎月１回以上）

 (2) 供給開始時及び１年に１回以上（貯槽・埋設白管・地下室関係）

 (3) 供給開始時及び２年に１回以上（貯槽関係）

 (4) 供給開始時及び４年に１回以上

 ニ．特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）

 (1) 供給開始時及び６月に１回以上又は１年を超えない範囲で行う充てん作業時

 (2) 供給開始時及び１年に１回以上（埋設白管・地下室関係）

 (3) 供給開始時及び２年に１回以上（バルク容器・バルク貯槽関係）

 (4) 供給開始時及び４年に１回以上

２．消費設備の調査の回数

 （規則第37条第１号の表の消費設備の種類のイ、ロ及び調査を行う事項のイ．(1)、(2)及びロ．

　　 (1)～(3)に係る調査の回数による。なお、調査を行う事項の内容については、規則第37条第１

　　　号の表を参照すること。）

 イ．第44条第１号に掲げる消費設備（体積販売関係）

 (1) 供給開始時及び１年に１回以上（埋設白管・地下室関係）

 (2) 供給開始時及び４年に１回以上

 ロ．第44条第２号に掲げる消費設備（質量販売関係）

 (1) 液化石油ガスの最初の引渡し時及び毎月（容器に充てんされた液化石油ガスを一般消費者等

　　　　に引き渡さない月を除く。）１回以上

 (2) 液化石油ガスの最初の引渡し時及び１年に１回以上（埋設白管・地下室関係）

 (3) 液化石油ガスの最初の引渡し時及び４年に１回以上

別表－２

保安機関が帳簿に記載すべき事項

　○ 自ら行う販売事業に係る保安業務にあっては販売所ごとに記載

　○ 委託を受けた保安業務にあっては当該委託を受けた液化石油ガス販売事業者ごとに記載

|  |  |
| --- | --- |
|  記載すべき場合 |  記 載 す べ き 事 項 |
|  一　供給開始時点検・調査を行 　った場合 | 一　供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所二　供給開始時点検・調査を行った者の氏名三　供給開始時点検・調査の結果四　供給開始時点検・調査の実施又は法第27条第１項第１号又は第２号の通知をした場合は、その内容五　供給開始時点検・調査又は通知の年月日六　供給開始時調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称七　供給開始時調査に係る燃焼器の型式及び製造年月 |
|  二　容器交換時等供給設備点検 　を行った場合 | 一　容器交換時等供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所二　容器交換時等供給設備点検を行った者の氏名三　容器交換時等供給設備点検の結果四　容器交換時等供給設備点検の実施又は法第27条第１項第１ 　号の通知をした場合は、その内容五　容器交換時等供給設備点検又は通知の年月日 |
|  三　定期供給設備点検を行った 　場合 | 一　定期供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所二　定期供給設備点検を行った者の氏名三　定期供給設備点検の結果四　定期供給設備点検の実施又は法第27条第１項第１号の通知をした場合は、その内容五　定期供給設備点検又は通知の年月日 |
|  三の二　法第34条ただし書の規 　定により定期供給設備点検を 　行わなかった場合 | 一　法第34条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所二　法第34条ただし書中の承諾を求めた者の氏名三　法第34条ただし書中の承諾を求めた年月日 |
|  四　定期消費設備調査を行った 　場合 | 一　定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所二　定期消費設備調査を行った者の氏名三　定期消費設備調査の結果四　定期消費設備調査の実施又は法第27条第１項第２号の通知 　をした場合は、その内容五　定期消費設備調査又は通知の年月日六　定期消費設備調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称七　定期消費設備調査に係る燃焼器の型式及び製造年月 |
|  四の二　法第34条ただし書の規 　定により定期消費設備調査を 　行わなかった場合 | 一　法第34条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所二　法第34条ただし書中の承諾を求めた者の氏名三　法第34条ただし書中の承諾を求めた年月日 |
|  五　周知を行った場合 | 一　周知に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所二　周知を行った者の氏名三　周知の内容四　周知の年月日 |
|  六　緊急時対応を行った場合 | 一　緊急時対応に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所二　緊急時対応を行った者の氏名三　緊急時対応の内容及び結果四　緊急時対応を行った年月日 |
|  七　緊急時連絡を行った場合 | 一　緊急時連絡に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所二　緊急時連絡を行った者の氏名三　緊急時連絡の内容及び結果四　緊急時連絡を行った年月日 |